

# Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 古代日本の夷  
狄と諸蕃-交易活動の視点から-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-07-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹森,友子, 館野,和己, 西谷地,晴美, 宮路,淳子, 佐原,康夫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/1735">http://hdl.handle.net/10935/1735</a>

氏名(本籍)	竹森友子	(鹿児島県)
学位の種類	博士(文学)	
学位記番号	博課第329号	
学位授与年月日	平成19年3月23日	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	
	人間文化研究科	
論文題目	古代日本の夷狄と諸蕃	
	—交易活動の視点から—	
論文審査委員	(委員長) 教授 館野和己	助教授 西谷地晴美
	助教授 宮路淳子	教授 佐原康夫

## 論文内容の要旨

本論文は、古代日本における夷狄と諸蕃の実態解明をめざすものである。

まず序章で本研究の課題と視点を述べる。古代日本においては、列島の南北両端に住む化外の集団は夷狄と称され、また列島内の渡来系の集団は諸蕃と位置づけられた。これまで夷狄や諸蕃は、東夷の小帝国論や疑似民族論などの影響で、古代国家の支配理念上の必要によって、設定された存在であると考えられ、そのためその実態を追究するという面が弱かった。本論文は、こうした研究史の批判の上に立ち、夷狄や諸蕃とされる人々の実態解明をめざそうとするものである。そして彼らの存在形態は、律令国家成立による国家領域の固定化、国境に対する支配と不可分のものであるという見通しの下、彼らの行う交易・交通活動に視点を置いて、文献史料と考古資料を総合して、その実態を探っている。

1章の「南島と交易」では、南海産の貝輪(ゴホウラ・イモガイ製の腕輪)や螺鈿の素材となるヤコウガイの交易に焦点を絞り、古墳時代～10世紀における南島世界での勢力の移動や他地域との交通を追究している。すなわち弥生時代には、南島産の貝輪が南部九州の勢力の仲介により北部九州に運ばれるという「貝の道」が成立していたが、古墳時代になると、種子島は九州への中継地や消費地として、南島世界の中心的立場となった。しかし南島の交易相手は日本列島に限定できず、7世紀には沖縄と中国との交易も開始され、さらに東南アジアとの交易も行われた。そこではヤコウガイが主な輸出品であり、奄美が台頭していき、それによってヤコウガイ交易に関与できなくなっていく種子島の勢力は、南島への支配を拡大しようとしていたヤマトと結び付くことを選択し、大宝2年(702)

には行政組織としての多嶽嶋が成立した。そしてその結果、多嶽嶋が日本の南の国境となり、それ以南の南島が日本へ朝貢すべき地と位置づけられた。ヤコウガイの主な輸出先は7～9世紀には中国であったが、10世紀になると日本へと変化し、そのことが長徳3年(997)に奄美人が、九州西岸諸国を襲うという事件を引き起こす要因になったと述べている。

2章「隼人と南島・ヤマト」では、九州南部にいた集団(ヤマトからは後に隼人と呼ばれた人たち)を取り上げ、南島と隼人、各地域の隼人相互、あるいは隼人とヤマトとの間に展開した交通の復元を通して、その実態を究明することをめざしている。そのためにもまず弥生時代～6世紀における南海産の貝輪交易に関わった九州南部の地域集団の確定を行っている。一方ヤマトと隼人との関係では、『日本書紀』の分析から、隼人は6世紀末には王族に近侍するために中央に出仕していたが、差別される対象ではなかった。しかし7世紀後半の天武・持統朝になると、多禰嶋への使者派遣と大隅・阿多隼人や多禰・掖玖・阿麻弥人の来朝、多禰国囚の貢進があるように、ヤマトは南島方面の国境を確定し、朝貢を促進させようとする政策をとるようになった。ついで文武2(698)年に武器を持たせた覓国使を南島に派遣したが、薩摩半島と大隅半島の隼人によって攻撃された。この使者派遣の目的は朝貢域の確定と、遣唐使の南海路の開発であり、隼人は彼らが有していた南島との交通機能が奪われることに反発したとする。

次に隼人集団の分析を行い、阿多隼人・大隅隼人の根拠地と貝輪交易との関わり、ヤマトとの関係などを指摘し、また覓国使襲撃事件に参加した集団の本拠地が、いずれも南島との交通の要地にあることを明らかにして、彼らの反発の要因を確認している。そしてその襲撃事件には大隅・阿多隼人が参加していないことから、南島交通をめぐる、在地において対抗関係が存在していたことなどを指摘している。

3章の「蝦夷と交易」では、本州北端にいた勢力である蝦夷を取り上げて、奥羽の税である交易雑物や、蝦夷との交易を禁じる太政官符、戦争記事の分析を行い、蝦夷間の交通や、他地域との交通の実態、律令国家にとって蝦夷の地の持つ意味を論じている。すなわち陸奥・出羽の出す交易雑物の品目は、オホーツク文化に関係する葦鹿(アシカ)皮・独犴(アザラシ)皮や、北海道棲息のヒグマの皮である熊皮、それに砂金や昆布など、いずれも北海道または北奥の特産物であったことを明らかにし、それらは蝦夷が貢進したものであり、こうした貢進の背後には、渡嶋・津軽・出羽・北上川中流域など各地の蝦夷相互の交通関係や、オホーツク文化の担い手である肅慎と渡嶋蝦夷との交通関係があったとしている。また8世紀末以降、陸奥・出羽での蝦夷との私交易に対してしばしば出された禁令は、王臣家や富豪民らが、特に北上川中流域の胆沢の地で馬を交易することを問題にしているが、その背景には、蝦夷が肅慎と交通関係を有し、彼らを介して東北アジアの馬を入手し、牧畜をおこなひ、そこで生産された良馬を交易していたことがあると指摘するとともに、8世紀後葉～9世紀初頭に律令国家が蝦夷への征討を行った目的は、馬交易の掌握にあったと論じている。

4章の「秦氏とクラ」では、『日本書紀』の秦氏関係記事や『新撰姓氏録』の氏族伝承、秦氏の複姓の検討から、律令前代における秦氏の基本的性格や、職掌を論じている。律令前代の秦氏は、大蔵省・内蔵寮の前身官司であるクラの官人として、ミツキの貢納を職掌としていたとする。また交易の関係では、欽明即位前紀に秦大津父が深草から伊勢へと遠距離交易を行ったと伝えられることから、山背と伊勢を結ぶルートを復元し、伊勢が中央と東国とを結ぶ中継地として交易の要地であったこと、そのルート上に多く分布する秦氏同族のネットワークを利用して、秦氏は交易や貢納を実現したとした。特に琵琶湖東岸にあたる後の近江国愛智郡に依智秦氏のいたことに注目し、6世紀後半以降、日本海ルートの交易をヤマトが掌握して同氏が管理したこと、同郡内の市やミナトを利用して、依智秦氏が遠距離交易を円滑に行い、貢納やクラの職掌を果たしていたと指摘している。

終章ではまとめを行っている。すなわち1～3章での検討の結果、夷狄とされるいずれの集団も生業は遠距離交易を行い、奄美や蝦夷はアジアとも交通関係を有していた。そのため律令国家が成立し、日本の国境が確定し、自由な交通が規制されると、彼らは夷狄と位置づけられるに至った。また秦氏はクラへの貢納に関わり、列島内で遠距離交易を行い、またクラの内廷的側面で天皇や皇子と関係を結んでいたが、律令体制が成立すると、天皇や皇子との私的關係は否定され、また地方行政組織の国が成立して、その国境を越える交通が規制されるようになると、その活動形態も規制の対象となった。こうして7世紀末～8世紀初頭に、本論文で取り上げた諸集団は現実的な政治課題に即して、夷狄・諸蕃とされたのであったと結論づけている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、古代日本においていわば周縁に位置づけられた、蝦夷・隼人という夷狄と、渡来系氏族である諸蕃を研究対象としている。例えば夷狄は、日本版の中華思想の中で、ヤマトの支配領域の外部におり「化内」に編入するべき「化外の民」と位置づけられた集団であるというように、支配理念上の存在とされたため、ヤマト側の問題として扱われ、夷狄集団自体の実態を追究する視点が失われたという研究史批判は的確である。

そこで本論文では、なぜ彼らが支配されるべき夷狄・諸蕃という位置づけを与えられたのかという要因を、律令国家の交通政策に求め、彼らの行う広域にわたる交易・交通活動に注目して実態を探るという、新たな視点を出している。そして、日本・中国にわたる文献史料とともに、多くの考古資料を駆使して、分析を行っているところである。

具体的には、1章「南島と交易」と2章「隼人と南島・ヤマト」は、ヤマトの南の周縁に位置する南島や隼人を取り上げ、特に貝輪やゴホウラを扱う交易活動に注目している。1章ではこれまで『日本書紀』に登場する7世紀以降しか問題にされなかった南島について、弥生時代から10世紀までという長期にわたる貝の交易活動を分析して、南島における交易の実態や、それを担う集団の変遷などを復元している。そして貝輪やその素材となる貝の出土遺跡の分布や、日中の史書の記事などから、貝の道を具体的に復元する作業を南島・日本列島のみならず、中国江南地方や東南アジアにまで広げるという視野の広い研究を展開している。また九州の南に連なる南島を、多くの研究に見られるようにひとまとまりのものとして扱うのではなく、多嶺嶋や奄美など、それぞれの独自の動向を明らかにするとともに、史料に見える、言い換えればヤマトからの認識としての「掖玖」がどこを意味するかという分析も行い、さらに時期によってヤマトから朝貢すべき所と位置づけられた南島の範囲が変わることも指摘するなど、新たな視点の下に、ダイナミックな分析と的確で鋭い指摘が多くなされているところである。

次に2章「隼人と南島・ヤマト」では、ヤマトの支配下では隼人と位置づけられた九州南部の集団を、主な分析対象として取り上げ、それを一体のものではなく、複数の集団ととらえ、集団相互、彼らと南島あるいはヤマトとの間に展開した交通を復元することにより、その実態を明らかにしようとしている。そこでまずは弥生時代から6世紀までの時期に、南海産の貝輪交易に関わった九州南部の地域集団を、遺跡の分布によって復元しているが、その際、貝輪の製品が出土する所は消費地、未製品出土地は加工地と位置づけ、さらに福岡平野に特徴的な甕棺墓や弥生土器の広がりなどから、素材の供給・加工・中継・消費までの流れを担った集団を確定するという、説得的な議論を展開している。

それによって、これまで指摘されていた阿多隼人以外にも、南島と交通関係を持つ集団がいたことを指摘することができた。またヤマトと隼人との関係については、ヤマトの南九州・南島進出の政治的  
目的を明確にし、それに対する隼人の反発が、彼らの有していた南島との交通機能を奪われることへの危機感によるという議論を、深めることができたし、さらにヤマトへの対応の相違から、南島交通  
をめぐって隼人諸集団の間に利害関係の不一致、対抗関係があったことを明らかにしているところも、  
納得できる。

3章の「蝦夷と交易」では、蝦夷の広域にわたる交易活動を取り上げている。陸奥・出羽の出す税  
である交易雑物の品目に注目し、アシカやアザラシの皮というオホーツク文化に属する物や、北海道  
または北奥の特産物であるヒグマの皮、砂金や昆布などは、いずれも両国の国府が蝦夷との交易によっ  
て入手したものであることを明らかにしている。そしてその背後に、渡嶋（北海道）・津軽・出羽・  
北上川中流域などの各地にいた蝦夷相互の、さらにはオホーツク文化の担い手である肅慎と渡嶋蝦夷  
との交易・交通関係を見出していることは、説得的な議論である。近年蝦夷の交易は注目されるよう  
になってはいるが、そこでは太平洋側の蝦夷についてはあまり言及されていないし、蝦夷の諸集団間  
の交通という視点が弱い。本論文は、その弱点を乗り越えるものと評価できよう。さらにヤマトと陸  
奥・出羽の蝦夷との関係を、馬に注目して、律令国家が38年戦争と呼ばれる蝦夷征討を決行したのは、  
馬交易を掌握しようとしたためであると論じたのも、堅実な結論である。

4章の「秦氏とクラ」は、渡来系の諸蕃氏族の代表的存在である秦氏を取り上げ、律令前代におけ  
る秦氏の基本的性格や職掌、氏族の特徴を交易活動に注目して論じる章である。そこではクラの官人  
としてミツキの貢納を職掌としていたということを確認した上で、秦大津父の行ったような遠距離交  
易活動に焦点をあてている。そして「秦+地名」「秦+職掌」というウジ名をもつ同族の存在などか  
ら、秦氏の氏族構造を論じ、さらに秦氏同族の分布が交通路と密接な関係を有していることを見出し、  
そこから秦氏が職掌を果たすべく交易活動を展開するために、同族ネットワークを築いたと論を展開  
しているのは斬新で、秦氏研究を一步進めたものと言えよう。また秦氏の交易には、大津父の目的地  
である伊勢にとどまらず東国との間にも、さらには新羅や高句麗といった海外との交易も背景にある  
ことが指摘され、視野の大きな研究となっている。そして律令制成立期になると、秦氏が職掌として  
展開してきた広域にわたる交易・交通活動自体が、国家の交通制限政策に抵触し、諸蕃と位置づけら  
れ、遠距離交易にも関わらなくなったとすることも、注目すべき議論である。

以上、本論文はこれまで研究が不十分であった南島・隼人・蝦夷を対象に検討を行い、その集団自  
体の動向を復元し、ヤマトとの関係を論じるとともに、秦氏の氏族の特徴を分析し、これらすべてに  
共通する特徴的活動として遠距離交易・交通があることを指摘し、それが律令国家の政策に抵触する  
ものであったことを明らかにしている。その視点は明確であり、夷狄・諸蕃論を一步進めるものと評  
価できよう。また秦氏研究についても、少ない文献史料や同族の分布状況を総合的に検討し、新たな

秦氏像を提示できている。

もちろんいまだ問題点も多い。論述上に議論の飛躍が多くあり、ややもすれば結論先にありと感じられる。したがって1つ1つの史・資料の分析・論証をもっと丁寧に行い、実証レベルをあげる必要がある。また例えば東北各地の遺跡についての考古資料を広く検討し、各地の蝦夷の実態分析をより深めることも求められよう。

こうした不十分点は残るが、研究者も少ない南島・隼人・蝦夷などの周縁の存在を対象とし、しかもそれらを総合的に取り上げ、少ない史・資料を活用して大きな議論を展開している本論文は、これまでの夷狄論のみならず律令国家論を進展させる上でも、貴重な成果であると評価できる。

以上の理由から、本審査委員会は、本申請論文が奈良女子大学博士（文学）の学位を授与するに十分な内容を備えているものと判断する。